

## 国立歴史民俗博物館遺失物取扱規程

〔平成16年7月27日〕  
〔歴博規第27号〕  
最近改正 令和4年12月7日

第1条 国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）における遺失物の取扱いに関しては、法令その他に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 遺失物に関する事務を処理するため、遺失物取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、総務課総務企画係長をもって充てる。

2 取扱責任者が不在の場合は、総務企画係員がその事務を代行するものとする。

第3条 博物館内において遺失物を拾得した旨届け出があったときは、取扱責任者において受理するものとする。

第4条 取扱責任者は、前条の届け出を受けたときは、拾得者から拾得物届出書（別記様式第1号）を提出させ、拾得者から請求があったときは、拾得物件預り書（別記様式第2号）を交付しなければならない。

第5条 取扱責任者は、受理した遺失物を所轄警察署に提出するまでの間、適切に保管するとともに、拾得物件一覧簿（別記様式第3号）を作成し、関係者が自由に閲覧できるようにしなければならない。

第6条 取扱責任者は、保管中の遺失物について、遺失者から返還を求められたときは、その者にその氏名及び住所を証するに足る書類を提示させる等の方法により、正当な権利者であることを証明させたいうで拾得物届出書に必要事項を記載させて、これを引き渡さなければならない。

2 取扱責任者は、前項の引き渡しの際、拾得者が氏名等の告知に同意している場合は、遺失者に拾得者の氏名等を告知するものとする。

第7条 取扱責任者は、第3条の届け出を受けていない遺失物について、遺失者から照会を受けたときは、遺失届一覧簿（別記様式第4号）に必要事項を記載し、当該遺失物の届け出を受理したときは、これを返還するため、遺失者に通知しなければならない。

第8条 取扱責任者は、遺失物を受理した日から7日以内に当該遺失物に提出書（別記様式第5号）を添えて所轄警察署に提出しなければならない。ただし、次に掲げる遺

失物については、受理後速やかに差し出すものとする。

- (1) 危険品その他危険の生じるおそれのあるもの
- (2) 犯罪者が置き去ったと認められるもの
- (3) その他臨機の処置を必要とするもの

2 取扱責任者は、前項の提出に際し、拾得者が当該遺失物に関する権利を棄権又は失権している場合において、博物館が必要と認めるものについてはその権利を取得するものとする。

第9条 取扱責任者は、警察署に提出した遺失物が博物館の所有に帰したときは、直ちに警察署から返還を受け、現金は出納責任者に、物品は資産管理責任者に引き継がなければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行し、平成19年12月10日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年12月7日から施行する。